

グループ統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

【検証ポイント】

- ・ 保険持株会社における統合的リスク管理とは、グループ内会社が抱える各種リスクを統括すること及びグループ内のリスクの波及等、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスクを統合的に捉え、グループの経営体力（自己資本）と比較・対照することによって管理することをいう。
- ・ 保険持株会社における統合的リスク管理態勢の整備・確立は、グループの業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割・責任がある。
- ・ 検査官は、保険持株会社の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。
- ・ 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、統合的リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかを各チェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。
- ・ 保険持株会社グループの態様や各グループ内会社のグループにおける位置付け等は様々であり、保険持株会社が担う役割・責任も異なっている。本チェックリストの適用に当たっては、こうした保険持株会社グループの実態を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう、留意する必要がある。

I. 保険持株会社の経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況

1. 方針の策定

① 【取締役の役割・責任】

取締役は、グループ内のリスクの波及等（例えば、リスクの波及、グループ内取引、リスクの集中、新規事業参入又は既存事業からの撤退、保証やリスクの移転、流動性、オフバランス取引のエクスポートジャー、資本のダブル・ギアリング、マルチプル・ギアリング¹等）、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスク（保険グループが、より大きなグループの一部を構成しているために生じる

¹ 金融コングロマリット監督指針により排除されるものを除く。

グループリスクが存在する場合には、そのリスクも含む。) を認識し、グループの業務の健全性を確保する観点から、グループが抱える各種リスクの統合的な管理の重要性を十分に認識しているか。また、各グループ内会社のリスク管理の状況が、資本配賦運営等を含むグループの戦略目標の達成及びグループの統合的なリスク管理に重大な影響を与えることを十分に認識しているか。

特に担当取締役は、グループが抱えるリスクの所在、リスクの種類・特性及びリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びにグループの統合的なリスク管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づきグループのリスク管理の状況を的確に認識し、グループの適正な統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。

② 【戦略目標の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、グループの収益目標、リスク・テイクの戦略等（資産・負債戦略、リスク・リターン戦略等）を定めた戦略目標を策定し、役職員及びグループ内会社に周知させているか。グループの戦略目標の策定に当たっては、グループの資産・負債（オフ・バランスを含む。）の構成、各種リスクを勘案し、かつグループ全体としての自己資本の状況を踏まえ検討しているか。また、例えば、以下の項目について留意しているか。

- ・ グループ全体又はグループ内会社において、どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのかを定めるに当たり、リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定のリスクを受け、これを管理する中で収益を上げることを目標とするのか等を明確にしているか。
- ・ グループの戦略目標は、収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものになっていないか。特に長期的なリスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っていないか。

③ 【統合的リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、統合的リスク管理に関するグループの方針（以下「統合的リスク管理方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ グループの統合的リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ グループの統合的リスク管理に関する部門（以下「統合的リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- ・ リスク限度枠の設定に関する方針
- ・ 管理対象とするリスクの特定に関する方針
- ・ 統合的なリスクの評価、評価されたリスクのモニタリング、コントロール及び削減に関する方針

- ・ 新規業務²に関する方針

④ 【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループのリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2. 内部規程・組織体制の整備

(1) 内部規程の整備

取締役会等は、統合的リスク管理方針に則り、統合的リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「統合的リスク管理規程」という。）を統合的リスク管理部門に策定させ、役職員及びグループ内会社に周知させているか。取締役会等は、統合的リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、統合的リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

(2) 組織体制の整備

① 【統合的リスク管理部門の態勢整備】

- (i) 取締役会等は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に則り、統合的リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。³
- (ii) 取締役会等は、統合的リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。⁴
- (iii) 取締役会等は、統合的リスク管理部門について、組織上及び業務遂行上の独立性を確保しているか。

② 【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、グループのリスク管理の状況に係る報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、統合的リスク管理部門に、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会等に対しこれを報告させ、又は承認を求める態勢を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

また、報告対象とするグループの範囲は、必ずしもグループ内の全ての法人を対象とする必要はないが、保険持株会社（中間持株会社を含む。）、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが保険会社へ波及してい

² グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリストIV. 3を参照。

³ 統合的リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が統合的リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が統合的リスク管理を担当する場合等）には、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

⁴ 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

くことを考慮し、非保険事業体も含めた実質的な関係（例えば、資本参加や影響力、契約上の拘束力、相互関連性、リスクのエクスポージャー、リスクの集中、リスク移転、グループ内取引など）に着目し、グループの範囲を定めているか。⁵さらに、再編や新規事業への参入、既存事業からの撤退並びに市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じてグループの範囲の適切性を確認しているか。

③ 【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で統合的リスク管理部門から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。⁶

(3) 内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループのリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

① 【統合的リスク管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等のグループの統合的リスク管理の状況に関する全ての情報に基づき、グループの統合的リスク管理の状況を的確に分析し、グループの統合的リスク管理の実効性の評価を行った上で、グループの態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

② 【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随时、グループのリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(2) 改善活動

① 【改善の実施】

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及びグループの態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

⁵ ここでいうグループ及びグループ内会社とは、会計や税務目的などの目的のために定義されたグループ及びグループ内会社とは異なる場合があることに留意する。

⁶ このことは、監査役が自ら報告を求める 것을妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

② 【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて隨時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③ 【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループのリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

II. 統合的リスク管理部門の役割・責任

1. 統合的リスク管理規程・組織体制の整備

(1) 統合的リスク管理規程の整備

① 【統合的リスク管理規程の整備・周知】

統合的リスク管理部門は、グループが抱えるリスクの所在、リスクの種類・特性及び統合的リスク管理手法を十分に理解し、統合的リスク管理方針に沿って、リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたグループ全体のリスクのコントロール及び削減に関する取決めを明確に定めた統合的リスク管理規程を策定しているか。統合的リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、役職員及びグループ内会社に周知されているか。

② 【統合的リスク管理規程の内容】

統合的リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、グループが抱える各種リスクの統合的な管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 統合的リスク管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- ・ リスク限度枠の設定に関する取決め
- ・ 管理対象とするリスクの特定に関する取決め
- ・ 統合的リスク評価方法及び各種リスクの評価方法に関する取決め
- ・ 統合的にリスクをモニタリングする方法に関する取決め
- ・ 統合的リスク評価方法の定期的な検証に関する取決め
- ・ 新規業務に関する取決め
- ・ 取締役及び取締役会等に報告する態勢に関する取決め
- ・ グループ内会社からの適切な情報伝達のための取決め

(2) 報告・承認態勢の整備

統合的リスク管理部門は、取締役会等が設定した事項について、定期的にかつ必

要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会等にこれを報告し、又は承認を求める態勢を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

(3) 統合的リスク管理規程及び報告・承認態勢の見直し

統合的リスク管理部門は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループの統合的リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて統合的リスク管理規程及び報告・承認態勢の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

2. 統合的リスク管理部門の役割・責任

(1) 【取締役会等への報告・承認】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、グループのリスク管理の状況及び統合的に評価したリスクの状況に関して、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会等にこれを報告し、又は承認を求めているか。例えば、以下の項目について報告しているか。

- ・ グループ全体のリスク・プロファイル及びその傾向
- ・ リスク限度枠及びリスク資本枠の遵守状況及び使用状況
- ・ 経済循環等の外部環境の状況
- ・ 統合的リスク評価方法の限界及び弱点並びに妥当性

また、統合的リスク管理部門またはグループ内会社において、グループの統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、適切に取締役会等に報告しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告しているか。

(2) リスクの特定・評価

① 【管理対象とするリスクの特定】

- (i) 統合的リスク管理部門は、グループ内会社が抱える各種リスクを統合的リスク管理の管理対象とした上で、グループ内のリスクの波及等、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスクを網羅的に洗い出し、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、統合的リスクの管理対象とするリスクを特定しているか。
- (ii) 統合的リスク管理部門は、グループ全体としての統合的リスク管理の管理対象としないリスクが存在する場合は、その影響が軽微であることを確認しているか。

② 【リスクの統合的な評価】

- (i) 統合的リスク管理部門は、リスク計測モデルを使用する場合にはグループとしての重要な戦略上及び事業上の意思決定を支援又は検証するツールとなりうることを十分認識し、例えばグループ内で共通のモデルを使用するなど、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクを統合的に評価・計測しているか。また、外資系保険

グループ及び海外で保険事業を展開している保険グループにおいては、必要に応じて、地域の特性に応じた修正を加えるなど、適切なリスク量を把握する態勢を整備しているか。

(ii) 統合的リスク管理部門は、グループに重大な影響を及ぼしうる事象を包括的に捉えたストレス・シナリオ等を用いて、リスクを統合的に評価・計測しているか。

(3) モニタリング

① 【リスク全体の統合的なモニタリング】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針に基づき、グループ内会社の内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）や外部環境（経済循環、市場等）の状況に照らし、グループ内会社のリスク全体の状況を統合的に適切な頻度でモニタリングしているか。

② 【リスク限度枠の遵守状況等のモニタリング】

統合的リスク管理部門は、グループのリスク限度枠（グループとして許容可能な各リスクの限度）及びリスク資本枠の遵守状況及び使用状況について、定期的にモニタリングしているか。

③ 【自己資本管理部門との連携】

統合的リスク管理部門は、自己資本管理部門に対し、自己資本管理部門が取得すべき情報として特定したリスクの状況、リスク限度枠及びリスク資本枠の遵守状況・使用状況並びにリスク評価・計測手法、前提条件等の妥当性等の情報を、適時適切に伝達しているか。

④ 【グループ内会社への還元】

統合的リスク管理部門は、必要に応じて、グループ内会社に対し、リスクの状況について評価し、分析・検討した結果等を還元しているか。

(4) コントロール及び削減

① 【管理不可能なリスクが存在する場合の対応】

統合的リスク管理部門は、グループの統合的リスク管理の管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

② 【リスク限度枠等を超過した場合の対応】

統合的リスク管理部門は、グループのリスク限度枠又はリスク資本枠を超過した場合、速やかに、リスクの削減又はリスク限度枠等の変更の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

(5) 検証・見直し

① 【リスク管理の高度化】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク評価方法の限界及び弱点を把握するため

の検証を実施し、それを補うための方策を検討しているか。また、限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた、調査・分析及び検討を実施しているか。

② 【統合的リスク管理方法の検証・見直し】

統合的リスク管理部門は、グループ内会社の内部環境及び外部環境の変化並びに統合的リスク評価方法の限界及び弱点を把握し、グループの戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直しているか。例えば、以下の項目について検証し、見直しているか。

- ・ 統合的リスク管理の管理対象とするリスクの特定の妥当性
- ・ 統合的リスク評価方法の妥当性
- ・ 統合的リスク評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性